

平成 27 年 第 6 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 27 年第 6 回水巻町議会定例会第 4 回継続会は、平成 27 年 9 月 25 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	9 番	井 手 幸 子
2 番	出利葉 義 孝	10 番	住 吉 浩 徳
3 番	廣 瀬 猛	11 番	入 江 弘
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	津 田 敏 文
5 番	松 野 俊 子	13 番	古 賀 信 行
6 番	久保田 賢 治	14 番	近 藤 進 也
7 番	小 田 和 久	15 番	柴 田 正 詔
8 番	岡 田 選 子	16 番	舩 津 宰

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入江 浩 二

係長 ・ 大辻 直 樹

主任 ・ 原口 浩 一

4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福祉課長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健康課長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建設課長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産業環境課長	増 田 浩 司
企画財政課長	篠 村 潔	上下水道課長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会計管理者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生涯学習課長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学校教育課長	中 西 豊 和
地域・こども課長	山 田 美 穂	図書館・歴史資料館館長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 27 年 9 月 定例会
(第 6 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

平成 27 年 9 月 25 日

水 卷 町 議 会

平成 27 年 第 6 回水巻町議会定例会 第 4 回継続会 会議録

平成 27 年 9 月 25 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 27 年第 6 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開会いたします。

日程第 1 報告第 6 号

議 長（白石雄二）

日程第 1、報告第 6 号 水巻中学校南校舎エアコン設置工事第 1 回変更請負契約に係る専決処分の報告についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。追加の専決処分、水中のエアコン設置の専決処分の変更内容について、9 項目について書いてありますけれど、アスベストが急に出たりして、急な変更が必要だったと思います。それで、この 9 項目の内容についてのそれぞれの予算額というのをお尋ねします。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

管財課長（原田和明）

お答えいたします。まず 1 点目、教室天井裏、吸音保温材の撤去・処分。195 万円でございます。2 点目の 4 階天井裏断熱材敷き込み。この分が 99 万円です。3 点目、廊下・天井裏、既設空調ダクトアスベスト調査・撤去処分、この分が一番大きくて 690 万円です。4 点目のエアコン室外機の架台、仕様変更。これは減額でございますマイナスの 54 万円。5 点目、昇降口の天井撤去・新設、これが 28 万円です。6 点目、屋上機械室既設アルミガラリ撤去、アルミパネルドアの新設ほか、これが 117 万円です。7 点目、電気幹線、それから配線経路の変更、これが 40 万円です。8 点目、加湿給水設備、水槽及びポンプの新設、これが 148 万円です。それから最後の 9 項目、既設ガス配管の撤去・新設、27 万 4 千 920 円。以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田です。この水中エアコン設置に係る工事契約なんですが、この契約書が議会に出されるのがですね、議会審議するのがですね、元契約も 7 月 2 日付けの臨時議会で行いました。

また今回は、追加議案の専決処分ということでの工事契約となっております。どちらも定例議会にキチッと上程されることなく、臨時議会や専決処分でというような取扱いになっているわけですが、その点についての執行部の対応の仕方について、ちょっと疑問もあるんですが、こうならざるを得なかったという理由をお示しいただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（中西豊和）

1点目の、7月臨時会を開かなければいけなかった件は、臨時議会のときのもご説明申し上げましたけれども、防衛省からの交付決定が下りないと入札ができないということで、入札をした上で夏休みに工事を、基本、大規模な工事になりますので、そのためには臨時議会をということをお願いした次第でございます。

今回も、議会の始まる直前に防衛省からの交付決定、変更の許可が下りなかったということがございます。許可が出た上ではじめて変更契約を結びますので、変更契約を結んだ後での議会への上程という形になりますが、財務規則上は20%を超えない範囲であれば町長の専決処分できると。工事金額のですね。という形になりますので、そういう形で専決処分という形で対応を取らせていただきました。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

まあ防衛省との関係もあり、予算の関係でこのような仕方、上程の仕方しかできなかったということではあります。今回のエアコン設置工事の追加工事につきましては、先ほど中西課長が言われたように20%以下ですか。専決処分だし、ただ報告だけで、質疑のみで採決も無いという、10%以下ですか。元契約の10%以内ならば付託しなくてもいいようなこともあると聞いておりますが、できれば審議もするべき内容かなというふうに思います。

今後、調整もいろいろ難しいだろうとは思いますが、何しろ補正と言われましても元々の金額が1億で、その1割が1千200万円という補正額となっておりますので、しっかりと議会でも審議する必要があったかなというふうにも思いますので、今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

学校課長に質問します。元々水巻中学校南校舎エアコン設置のですね、税抜きで1億1千772

万4千円ですね。あれには私は前回の議会で反対しました。それは、入札が一般競争入札ではなくて、指名競争入札だからです。

今日、学校課長に質問するのは、こういう工事をするにあたっては、事前に調査をしているはずですよ。まして、こういう天井をはぐったから配管が出てきてアスベストが出てきたという、前回答弁されたんです。なぜですかね、そういう設計図を残してないんですか。民間企業は残してるんですよ。工事にあたってはそれを引っ張り出して補修工事もするんですよ。何て役所はしませんか。

まず第1点ですね。そういう学校、作った当時の、またエアコン付けた当時の設計図が残っているかどうかをお答えください。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

学校教育課長（中西豊和）

古賀議員のご質問にお答えいたします。設計図については残っております。ただし、部材がどんなもので、それにアスベストが含有していたかどうかとかいうのはですね、建築技師に確認しましたが、その設計図からは判別できないということです。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

設計図が残っていればですね、そういう配管とかわかってるはずですよ。だからそれも含めてですね、やっぱり予算組まないかんわけですよ。その点、課長、どう思われていますか。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（中西豊和）

実際、工事を始めた上でですね、今回天井裏等を撤去、防衛省の分は天井材を全部剥がします。その時点で天井が実際どういうふうになっていたかというのは判明する分がございしますので、極力設計の段階ではそういう部分を見越しては入れられる部分は入れていると思うんですけど、実際に工事を始めてみないと分からない部分は、これは建築工事だけではなく、ほかの土木工事でも、下水工事でも何でもそうですけど、そういう形になろうかと思えます。

それであると、必要以上に工事をしているわけではございませんので、もう必要最小限度、これだけは必要だということで、業者に対してはそういう指導をした上での設計変更をしているところでございます。以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は防衛省の何を聞いてるわけではないんです。当初予算にしても、最初の契約にしても、後の追加予算にしても、防衛省の補助金、来るはずですよ。だからそういう答弁、おかしいと思います。それからですね、はぐったから分かったということですけど、はぐる前にそういう指示を、入札は管財課がするんですけど、そういう検討会、されませんでしたか。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（中西豊和）

私のほうでは設計の段階でどういうふうにしたかというのはちょっと記録がございません。

[「はい。」と発言するものあり。]

議 長（白石雄二）

古賀議員、質疑は3回でございます。ほかに。質疑を終わります。

報告第6号 水巻中学校南校舎エアコン設置工事第1回変更請負契約に係る専決処分の報告について、町長報告を終わります。

日程第2 認定第1号

議 長（白石雄二）

日程第2、認定第1号 平成26年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

決算特別委員長（津田敏文）

認定第1号 平成26年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、9日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で認定しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

平成26年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、質問をいたします。私は昨日、過

去5年分の水巻町の業務入札、工事入札の結果を情報公開で請求し、いただきました。平成26年度に限って質問いたします。私の調査結果では、去年の一

議長（白石雄二）

古賀議員、これはですね、委員長に対する質問しかできません。

13番（古賀信行）

委員長とはどの委員長ですか。あ、総務委員長。なら、わかりました。

議長（白石雄二）

いいですか。質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。岡田議員。

8番（岡田選子）

8番、岡田です。認定第1号 平成26年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党を代表して討論を行います。

平成26年度一般会計決算について、次の4点について意見を述べさせていただきます。

まず、総括的な意見を述べます。平成26年度は消費税が8%に増税された年です。わが党は消費税増税前の3月予算議会で、町民はアベノミクスの効果は実感していない。収入は増えず、物価は上がり、消費は伸びていないのが実態であり、消費税の増税は今からでも中止すべきだと意見を述べました。

26年度決算はそれを如実に示すものとなっております。町税収入は法人町民税が減収、個人町民税も個人所得が伸びず減収です。町民の皆さんは消費税増税と同時の社会保障の一体改革による負担の増大で、日々の暮らしの厳しさに苦しんでおられます。いつになっても景気回復は実感できず、安倍総理の言うアベノミクスは全くわが町には波及しておりません。

歳入決算では、消費税増税により地方消費税交付金が増額となりました。しかし、地方交付税が減額のため、国からの交付額は差し引き減額です。そのため、財源確保のため財政調整基金から1億円を一般会計に繰り入れ、わが党は反対した、これまで積み立ててきた3つの基金を取り崩し、5億4千万円も繰り入れました。一般会計の繰入額は25年度の15倍もの約7億円となりました。その結果、26年度歳入決算は、前年度比8.6%、7億5千万円増の95億円を越す規模となりました。

そのお金は何に使われたのでしょうか。歳出の特徴は、何といても投資的経費の普通建設事業費の増大です。普通建設事業費は、前年比の4割増し、7億2千万円が学校施設の改修、道路、橋の整備・補修、町営住宅の改良工事等に充てられました。また、取り崩した基金を公共施設整備基金として積み立てるなど、積立金の総額は、前年度の2.5倍となり、今後も普通建設事業費に充てていく計画としています。

その反面、民生費など町民の福祉に関わるお金はどうだったのでしょうか。義務的経費の扶助費は、国からの消費税増税に伴う低所得者及び子育て世帯への臨時福祉給付金による増額にも

係わらず、全体に占める割合は前年度と比べると下がっています。苦しい町民の暮らしを支えるための支出は、全体の割合から見ると、かえって減額と言えるのではないのでしょうか。

また、国民健康保険や後期高齢者医療など、他の会計への繰出金の負担が大きいことが将来の町の財政を圧迫する不安材料とされ、国も医療費抑制のための施策を市町村に強制しています。

しかし、26年度の当町の繰出金の全体に占める割合は、前年度と全く同じです。体調の良い人が医療にかかる訳はなく、年齢とともに身体に支障を及ぼし医療機関を利用することは致し方ないことです。国保等への繰出金の軽減をいうのなら、健康づくりのための予算や地域でいきいきと暮らす条件整備のための予算、地域コミュニティの予算を増額するなどの思い切った施策が重要だと考えます。

26年度決算は、歳入約95億円、歳出92億円で2億5千万円余りの黒字決算となりましたが、予算は97億円組まれており、不用額は2億円余りとなっております。わが党は多額の繰り入れをした97億円もの予算を組んで、実際の歳出は92億円、不用額は2億円という予算の組み方は、監査からも指摘があったとのことですが、もっと締まった予算が組めるのではないかと指摘をいたしました。

また、95億円の歳入を何に使うか、どこに重点を置くのかが町民の暮らしを大きく左右いたします。町民の声にしっかりと耳を傾けた行政を行なっていただくよう強く要請をいたしたいと思います。

次に、26年度一般会計予算審議の際に反対理由としました、利用が少なくなっている古賀町営駐車場の借地料について述べます。予算審議の際、監査委員からも指摘を受けていることが明らかとなり、わが党は借地料の減額を借主に相談するよう求めておりましたが、決算を見る限り減額されず予算どおり執行されております。

また、運動公園への幼児用遊具設置費用についてです。平成25年度に計上されていたにもかかわらず執行されず、26年度予算に計上されませんでした。

しかし、この2点は、平成27年度予算では、わが党の指摘を受け止めていただき、駐車場借地料は100万円減額され、公園も造る方向で検討されているかのような発言を、先日町長より受けました。小さな町の良いところは、首長にまで住民の声が届くことです。ぜひ住民が主人公の行政を進めていただきたいと思います。

最後にマイナンバー制度に関する費用についてです。平成26年度は約1千700万円が使われました。マイナンバー制度は、国民一人ひとりに特定の個人番号を付けて、様々な機関や事務所などにあるバラバラな個人情報を個人番号で寄せ集め、参照することを可能とすることで、行政などがそれらの個人情報を活用するという制度です。

個人番号をもとに、社会保障分野を中心に、自治体や年金機構などの公的機関の持つ個人情報を情報連携システムで結び、行政の効率化を高めるとしています。また、マイナポータル、情報提供等記録開示システムも活用できると国民の利便性を高めるなどともしております。

この個人番号は、事業者が税務署に提出する源泉徴収票などにも記載することが求められております。給料や報酬額を徴税当局は、容易に個人番号で引き寄せることができるようになり、国民一人ひとりの収入の精細な把握を進めるとしております。事業者・法人にも法人番号が付

番されます。

この制度は、それを活用する側にとっては極めて効率的なものですが、一人ひとりの個人情報容易に引き寄せられ、集められるということであり、ひとたび流出したり悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害や成りすましなどの犯罪の危険性が飛躍的に拡大いたします。

危険性への対処として、政府は複雑なシステムを設計したため、巨大なコストがかかっております。3千400億円を超える税金支出と民間の負担も巨額です。こうした巨額の支出に見合う便益は何なのか。政府はその分析と費用対効果の分析をいまだに示せておりません。行政の効率化のために、これほど危険で複雑な巨額なシステムが必要だったのかが問われております。わが党は、国会で反対をしましてまいりました。

わが党は、このように莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するより、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化・適正化を図り、住民の利便性を高めるために知恵と労力を使うべきだと考え、マイナンバー制度の導入には反対をいたします。

以上、意見を述べまして、認定1号 平成26年度一般会計決算の認定についての反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13番（古賀信行）

共産党の岡田議員から反対討論述べられましたから、私、だぶる部分は省きます。

平成26年度水巻町一般会計歳入歳出について、私は反対の立場から討論いたします。それは、さっき議長からも発言、注意されましたけど、今度は意見として討論いたします。

私、ずっとですね、いろんな町のお金の使い方を調べてるわけです。甚だしいのになると、同じ仕事でも民間に比べて2倍以上の費用かかっているんです。だから私は管財課長に何回か言いましたけど、こういう国の試算表で見積もっているからこうなるって言われるんですよ。

だから、国の試算表があろうが、国から補助金が半分来るにしても、我々の税金なんですよ。だから、やっぱり行政マンも、私たちもそうですけど、いかにですね、私たちが払った税金を有効に使うかが、私たち議員の使命であると思います。

だから、こういう2倍もお金使われた予算には、私は反対いたします。平成26年度の一般会計予算には、強い立場で反対いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他にありませんか。討論を終わります。只今から採決を行います。認定第1号 平成26年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって認定第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第3 認定第2号

議長（白石雄二）

日程第3、認定第2号 平成26年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

決算特別委員長（津田敏文）

認定第2号 平成26年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、9日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で認定しましたことを、ご報告いたします。

議長（白石雄二）

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番（古賀信行）

私は、賛成の立場から討論いたしますけど、国も各市町村自治体もですね、一般予算に対して9分の4ぐらいが国民健康保険税の予算に規模に匹敵してるわけです。だから、私はいつも思っているのは、前回も述べましたが、町民税や固定資産税はなかなか下げるの難しいんですけど、国民健康保険税や介護保険税は行政マンと我々住民の努力によって、大幅に下げることができるんです。そのことは、長野県下の市町村が如実に物語っています。

だから水巻町は、1人当たりの医療費は、この間資料でもらったのでは、福岡県で中ぐらいにしか、1人当たり医療費使われていますけど、これ、もっとやっぱり健康課が努力されて、町民の健康づくりに邁進していただきたいと思います。以上のことを述べまして、私の賛成討論といたします。以上です。

議長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。認定第2号 平成26年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定することに賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成全員と認めます。よって認定第2号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第4 認定第3号

議長（白石雄二）

日程第4、認定第3号 平成26年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

決算特別委員長（津田敏文）

認定第3号 平成26年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、9日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で認定しましたことを、ご報告いたします。

議長（白石雄二）

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番（古賀信行）

小田さん、先いいよ。

[「指名されたから。」と発言するものあり。]

ああ、そうか。ごめんなさい、失礼しました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたします。

全国的に後期高齢者は、莫大なお金がかかっているわけです。全国の市町村も国民健康保険からの財政支援とか、いろんな頭を悩ませている問題です。この件についてですけど、これもいかにですね、後期高齢者保険税を下げるかが課題と思うんです。私はこの件について、私自身もそうですけど、進んだ自治体がいくつかそういう計画を実行しているから嬉しいんです。

例えば、長野県の下條村では年寄りが歩くプール、福岡県下では大木町の歩くプール。そしてですね、高齢者が体が弱くならないような対策を取っているんです。

すぐには財政的なこともあると思いますが、水巻町もそういう高齢者が、いつまでも健康でおられる対策を取ってほしいと思うんです。それは健康課だけではなくて、生涯学習課ですね、いろんな課が連携し合って、いかに年寄りが健康でいつまでもおられるか。楽しくおられるか。そういうことを検討することを願って、私の賛成討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

小田議員。

7 番（小田和久）

認定第 3 号 平成 26 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党を代表して意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を別枠の医療制度に囲い込み、高齢者に高い保険料を負担させ、医療費の削減を図る差別的な医療制度です。問題だらけのこの制度は廃止し、元の老人保健制度に戻すべきです。よって、この認定案件には反対をいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他にありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。認定第 3 号 平成 26 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定とすることに賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって認定第 3 号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第 5 認定第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、認定第 4 号 平成 26 年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

決算特別委員長（津田敏文）

認定第 4 号 平成 26 年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9 月 7 日、9 日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で認定しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

上下水道課長に質問いたします。

議 長（白石雄二）

古賀議員、これは委員長に意見を述べる—

13 番（古賀信行）

じゃ、討論でまた。

議 長（白石雄二）

他に質疑ありませんか。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は、反対の立場から討論いたします。それは、去年の9月22日に執行された、のぞみ野の浄化槽の解体工事です。これは約30坪で、370万円で落札されています。私はいろんな業者と連携し合って、工事の単価を調べてるわけです。例えば135坪の旧田中眼科の解体費用が570万円、それから3号線のパチンコ屋の解体、150坪が480万円でされています。それに比べて約30坪で370万円、約2倍以上のお金が使われているんです。しかも、さっきの水巻中学の南校舎の天井裏をはぐったらアスベストが出てきたから、いかにもアスベストが恐ろしいから高いように言われたんですけど、3号線のパチンコ屋は—

議 長（白石雄二）

古賀議員、この下水道の件について討論お願いします。

13 番（古賀信行）

そうですね。だから、アスベストをたくさん鉄骨に吹き付けていたんです。鉄骨が山ほどあったんです。それでもですね、解体費用がそんなに安くあがったんですよ。だから去年の地域下水道のあれは高すぎるから、私は反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。認定第4号 平成26年度水巻町地域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定とすることに賛成の方は挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって認定第4号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第6 認定第5号

議 長（白石雄二）

日程第6、認定第5号 平成26年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを、議題といたします。本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

決算特別委員長（津田敏文）

認定第5号 平成26年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、9日の決算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で認定しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

決算特別委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

意見を言わせていただきます。公共下水道の予算書、決算書を見まして、収入に対する、私は人件費が多すぎると思います。なぜならば、さっきも話出しましたが、長野県下條村では、公共下水道に職員を1人しか置いていないんです。私は不思議に思って聞いたんですよ、役場に電話して、1人でやっつけていけるんですかと。そしたら1人でもやっつけていけるという答弁でした。それは、水道を担当している職員が、工事する時はいろんな業者と連絡取り合っているそうです。だからできると向こうは断言されたんです。

私、いつも思うんですけど、下水道の料金収入に対してですね、人件費の比率が高いと思うんです。だから、そういう人数を減らすか、そういう点で努力していただくことを願って、私の意見とさせていただきます。

議 長（白石雄二）

賛成ですか。反対ですか。

13 番（古賀信行）

まあ、反対です。

議 長（白石雄二）

他にご意見はありませんか。討論を終わります。只今から採決を行います。認定第5号 平成26年度水巻町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案を認定とすることに賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって認定第5号は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第7 議案第31号

議長（白石雄二）

日程第7、議案第31号 水巻町手数料条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。はい、津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第31号 水巻町手数料条例の一部改正について、9月17日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

議長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。古賀議員。

13番（古賀信行）

第1点に、水巻町の、今回だけやなくて、手数料に関しての質問もできるかどうかお聞きします。

議長（白石雄二）

これは、委員長にしかできません。

13番（古賀信行）

あ、そうですか。終わります。

議長（白石雄二）

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。小田議員。

7番（小田和久）

7番、小田です。議案第31号 水巻町手数料条例の一部改正について、日本共産党を代表して意見を述べます。

10月5日から、マイナンバー制度施行による、個人番号を記した通知カードが町民に送付され、個人番号カードの申請が行われるようになります。本条例は、これに伴う手数料500円を条例に書き込む改正案です。

マイナンバー制度は、一人ひとりの社会保障の利用状況と、保険料と税の納付状況を国が一体で把握する仕組みを整えて、社会保障費の抑制と削減を効率的に進めることが狙いです。政府は自治体や企業に準備を急がせていますが、ほとんどの国民は計画を詳しく知りません。内

閣府の調査では、マイナンバー制度の内容まで知っていた人は、回答者の 28.3%にすぎません。

実施まであと、4、5 か月しかないのに、認知度が広がらないのは、この制度が国民の切実な要求ではないことを浮き彫りにしています。国民はむしろ不安を抱えています。内閣府調査では「プライバシー侵害の恐れがある」が 32.6%、「個人情報不正利用被害の心配」が 32.3%、「国による監視の恐れ」が 18.2%と、いずれも「特に不安がない」の 11.5%を上回っています。政府がいくら、情報保護の様々な措置を取っていると説明しても、懸念と不安は消せません。つまり、マイナンバーそのものがプライバシーを危険にさらす仕組みだからです。

これまで、年金、医療、介護、雇用の情報は、それぞれの制度ごとに管理されてきましたが、今度はマイナンバーでひとつに結ばれます。マイナンバーが大量の個人情報の「かたまり」になるのは明白です。

また、この制度は国による国民監視の道具に使われる懸念が根強い一方、番号を持たなかったり、使いたくない人々を社会的に排除する側面も持っていると言っても過言ではないと思います。

以上、述べましたように、マイナンバー制度には町民の立場から判断しますと賛成できる制度ではありません。議案はマイナンバー制度を推進する改正案になっていますので、反対をいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他にご意見はありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 31 号 水巻町手数料条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 31 号は、原案どおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 32 号

議 長（白石雄二）

日程第 8、議案第 32 号 水巻町個人情報保護条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりますので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 32 号 水巻町個人情報保護条例の一部改正について、9 月 17 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

8 番、岡田です。議案第 32 号 水巻町個人情報保護条例の一部改正について、日本共産党を代表して、討論を行います。

本条例は、マイナンバー制度導入に伴う個人情報を「特定個人情報」として位置付け、保護するために収集の方法や利用、及び提供などについての制限を設け、新たに規定する一部改正です。

個人情報を法律や条令で守ろうとしても、マイナンバー制度自体が飛躍的にプライバシー侵害や情報漏えいの危険を高めるものとなっています。プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権であり、個人情報はむやみに知られることのないようにすべきものです。

それにもかかわらず、政府自らが国民に番号を付けて、大量の個人情報を公務・民間を問わず一括管理・利用すること自体が重大問題で、漏えいの危険を高めるものです。

政府は、年金機構の情報漏えいで、来年 1 月からの年金情報との連結は先延ばしいたしましたが、金融機関の預金口座や健康診断情報にも利用を拡大いたしました。

主要国首脳会議（G7）7 か国で日本のように全員強制、生涯不変、官民利用の番号制度を導入しているところはありません。導入したアメリカや韓国でも、大量の個人情報が流出し、被害が発生し、見直しに追い込まれております。日本のマイナンバー制度は世界の流れにも逆行するものです。どんなに個人情報保護条例で守ろうとしても 100%完全に守ることができない制度となっております。

よって、制度導入に反対いたしますので、本条例の一部改正についても反対といたします。

議 長（白石雄二）

他に。近藤議員。

14 番（近藤進也）

14 番、近藤です。所管の委員会におきましては態度を保留いたしておりました。やはり同じく他の議員さんがおっしゃるように、このマイナンバー制度そのものには、大変な危惧が懸念されております。

国にとって、あるいは行政にとっては効率化をはかるものですが、今のままでも何も困らないというのが国民の気持ちだと思います。あえてこのような制度を導入するというのが、一部改正はとってつけたようなもので、やはり個人情報が漏れるというのは、職員間におきましても同じですし、それから家族においてもそうですが、お年寄りがこの番号を憶えられないという状況がある。このマイナンバー制度に限らず情報の漏えいということは、この職員間におけるコンプライアンスの厳格化が求められますし、例え町長といえども、町長の情報も漏れるわけです。絶対に漏れないというものはありません。それは、人が扱うからです。

そういう中で、やはりそういったものがまだできていない。国に問い合わせますと、まだ正確なものではないが、10月1日から、もうこれは配られるんだと。来年1月から実施するんだと。しかし、進めながら内容を良くしていくと。どのような詐欺、あるいはどのような被害が発生するかわからないが、進めて行きながら見直しもあるということでした。

そういったいい加減なものをですね、これからマイナンバー制度を強制的に背番号を付けられるということにおきましては、我々、人間として、人としての尊厳を失うこととなります。

あえて言うならば、このマイナンバー制度、費用と手間のかかる、職員にとりましては大変迷惑かもしれません。行政の効率化というならば、職員の数を減らすこともできません。新たな作業が多くなってまいります。その対応に追われます職員のことを考えますと、やはりそれ専門の職員が必要になろうかと思しますので、新たな費用に繋がってまいるというように思います。

ちなみに、カードのマイナンバー制度、このカードの先進国であるアメリカにおきましても、昨年だけでも1千200万人以上の成りすまし詐欺が起こっている。これは報告があったものだけということですから、相当な被害があると。そして、その不正に支払われた税の還付金、これが58億ドル。約7千億円になるということですから、さらにこの数字がまだ増えるであろうというふうになっております。

そういう被害が横行しているにもかかわらず、わが国がこれを導入するということにおきましては、やはり私たち個人が、一人ひとりがいかに気をつけていかなければならないか。そしてまた、職員のコンプライアンスもより充実を求めて、やはり一人ひとり、退職組もおるわけですし、残る方ももちろん、お互いの職員間の中でそういったコンプライアンスの、お互いに守るべきものをキチッと守っていただきたい。このように思ひまして、まだまだこの辺の中身につきましては検討する余地が十分にあるというふうに思ひまして、国民の理解を得られていない中でのスタートは、私は反対をしたいと思ひます。

よって、委員会の中では態度を保留しておりましたが、この場におきましても態度を保留いたします。

議長（白石雄二）

他にご意見は。古賀議員。

13番（古賀信行）

私は、反対の立場から討論いたします。さっきの31号、今度の32号、議案ですね。これは国が進めるマイナンバー制度に従っての改正であると思ひます。個人情報ですね、ナンバーを守ろうとしても守れないんじゃないかと思うんです。なぜならば、アメリカの国防総省の、あの一番情報を守らないか国防総省の情報が簡単に盗まれてるということです。

そういう点では、なんぼ守ろうと国が言ったって、そういう一番厳重な情報を守る機関がやられてるんだから、そういう点で、私は個人情報が漏れる可能性があるから反対討論といたします。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 32 号 水巻町個人情報保護条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 33 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、議案第 33 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員長に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 33 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正について、9 月 17 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。議案第 33 号について、日本共産党を代表して討論を行います。

この議案は、10 月から試行される年金制度の一元化を図るための法律によるもので、改正内容は、各関係条例の共済年金部分を削除し、厚生年金と改めるものです。被用者年金の一元化は、公務員や私学教職員が加入する共済年金をサラリーマンが加入する厚生年金に統合、保険料率の高い厚生年金に両率を統一し、共済年金の職域部分の廃止など、公務員の給付費が引き下げられます。人事院勧告に伴う給与削減、消費税増税、社会保障費の負担が増える中、年金は給付額の低い厚生年金に合わせるのではなく、給付額の高い共済年金に合わせるべきだと考えます。

また、今後保険料率は現在の厚生年金 16.412%、公務員 15.862%、私学教職員 13.292%から、2027 年以降は、18.3%に統一される見通しで、今後保険料の大幅な値上げが予測されます。

地方自治体の最大の目的は、住民の福祉向上であります。地域住民に行き届いた福祉向上を

図るためには、そこで働く職員の安定した雇用環境、老後を保障することが肝要です。

国の特例水準の解消による年金受給額 2.56%の削減と、被用者年金の一元化に反対する立場から、この議案について反対といたします。

議 長（白石雄二）

他にご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私は賛成の立場から討論いたします。厚生年金は基礎年金と厚生年金の 2 階建てでした。それに対して公務員年金は 3 階建てでした。その 3 階建ての一番上がなくなったわけです。だから、さっき共産党の方は、厚生年金のほうが高いと言われましたけど、私はそうは思いません。現時点では公務員の共済年金の支給率が高いと思います。

だから、私は民主党の政権時代、民主党の総理が一元化されると言われたから、私はその当期待していたんです。やっと今になって一元化が実現したわけ、私は喜んでます。

私はよく子供たちに言うんです。子供たちやなくて若いもんに言うんです。私自身、年金はそんなに高くありません。けどですね、今の 20 代、30 代、40 代、特に 30 代、20 代の方は将来、年金の保証がないわけです。だから私は少ない年金ですけど、自分の年金下げられてもいいち、言いきるんですよ。そうせんと、30 代、20 代の方には、国の借金が多すぎるからなくなるやろうと言われるんです。だからこの共済年金と厚生年金が統合されたことを、私は喜ばしく思っているんです。そういうことで、賛成の立場から討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他にご意見は。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 33 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10 議案第 34 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 34 号 水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 34 号 水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正について、9 月 17 日

の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

今度の水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正については賛成です。しかしながら、これに関して自動車駐車使用料の件ですけど、意見として言わせていただきます。

私は先日、北九州市役所に電話しました。そしたら、北九州市は、市役所に働きに来てる人に対しての駐車場を確保していますかと聞いたら、いや、本庁はありません。だからその周りの民間の駐車場に、月に1万5千円程度払って、ほとんどの職員の方が通勤されています。車通勤の方はですね。私は日本を代表する大企業で働いていましたけど、最低でも2千円。また、それに関連する会社は月3千円取っているわけです。駐車料金を。それに比べて本町の職員は、月1千円ですね。また、町営住宅に居住している人には3千円の駐車料金取っているわけです。

だから、公務員には優しく町民には厳しい、こういうことをなくしていただくことを、切に希望いたしまして、今回の条例改正には賛成です。以上です。

議 長（白石雄二）

他にご意見はありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第34号 水巻町営住宅用地内の自動車駐車場使用料条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議案第35号

議 長（白石雄二）

日程第11、議案第35号 平成27年度水巻町一般会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。本案は、関係の各常任委員会に付託していましたので、関係の各常任委員長の審査報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 35 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）について、9 月 17 日、総務財政委員会に関する所管事項につきまして慎重に審査しました結果、賛成多数で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

議案第 35 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）について、9 月 16 日、文厚産建委員会に関する所管事項につきまして慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

関係の各常任委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

議案第 35 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、日本共産党を代表いたしまして討論を行います。

今回の補正予算額 1 千 220 万円の主なものは、マイナンバー制度導入に基づく業務委託料約 800 万円、通知カードや個人番号カード発行に伴う郵送料、プリンター等機器費用、臨時職員賃金など約 230 万円等を含む、計 1 千万円ものマイナンバー制度導入に係る予算額を含むものとなっております。

先ほどからの議案での反対討論の中で、マイナンバー制度の危険性、政府自身が費用対効果も示すことができないもとの莫大な税金投入であることなど述べてまいりました。全額国の補助もなく、今後も自治体負担は増大していく不安も考えられてまいります。

よって、マイナンバー制度導入反対の立場から、この補正予算にも反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他にご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

古賀も共産党の意見と同意見です。以上です。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 35 号 平成 27 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 12 議案第 36 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 36 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託していただきましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

議案第 36 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、9 月 17 日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 36 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 13 請願第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 13、請願第 1 号 障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書についてを、議題といたします。本案は、文厚産建委員会に付託していただきましたので、文厚産建委員長の審査報告を求めます。柴田委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

請願第 1 号 障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書について、9 月 16 日の文厚産建委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で採択いたしましたことを、ご報告いたします。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。請願第 1 号 障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書について、採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって、請願第 1 号は、採択することに決しました。

日程第 14 意見書第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 14、意見書第 11 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書についてを、議題といたします。水ノ江議員に提案理由の説明を求めます。はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

意見書第 11 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について。地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、地方創生担当大臣に対し、別紙のとおり提出するものであります。提出賛成者は松野議員、久保田議員であります。内容を読まさせていただきます。

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書。

将来にわたって「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するのとともに、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにするなど。
4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。何卒ご審議のうえ、全員のご賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私はこの意見書に対して、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

なぜならば、現在、国の借金が1千兆円をオーバーしています。また、福岡県の借金も3兆円をオーバーしています。また、水巻の借金も約120億円を超えています。だから国民は、どこの市町村でも借金だらけなんです。だからこれ以上私は、この問題だけじゃなくて、公共工

事においても最小限の工事をして、国にお金をお願いしてはいけないと自分自身は常々思っているわけです。

なぜならば、これから将来のある子供たちや孫たちへの住みやすい社会を残してやるためには、現在我々は少々我慢する必要があると思うんです。私は朝起きたら、時間が許す限りNHKの、朝6時台のラジオ聞くんです。これは各分野の学者や大学の先生が話されるんです。その中の経済学者がこう言われました。「現在の日本の借金をなくすには、消費税を20%にしても50年かかるでしょう。」と言われたんです。私もそのとおりと思うんです。

だから必要以上のお金を国にお願いするのではなくて、地方創生というならば、やっぱり自治体や私たちがそういう工夫をして、町民の収入をいかに増やすか、ということが先決問題だろうと思うんです。だから今はちょっと無理と思うんですけど、工場誘致とか、現在いつも文厚厚建で話題になるんですよ。農業後継者が少ない。そういう問題があってるわけです。だから、いかに農業後継者を増やして水巻の農産物を増やすか。また、地域によっては菜の花を植えて、岡山県の旧南光町なんかでは、いっぱい田んぼに菜の花を植えて、神戸、大阪からお客さんを招いて収入を増やすとかね。

私が今日、NHKの朝、テレビ見たんですけど、今、石川の輪島を舞台にした「まれ」という朝ドラがあってるんです。明日で放送終わるそうなんですけど、これにちなんでお菓子の売れ行きが増えたと。まさにこれと思うんですよ。そういう工夫がやっぱり大切やないかと思うんです。だから私はこの意見書に対しては反対の立場です。以上です。

議長（白石雄二）

井手議員。

9番（井手幸子）

意見書第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について、日本共産党を代表して討論を行います。

財務省が2015年度、地方財政計画の目玉と位置付けたのが、この「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円で、地方交付税の増額措置としています。ただし、1兆円のうち0.5兆円は、地域の元気創造事業費など、前年度の既存費目から振り替えられたものです。財源については、偏在是正をさらに進めることにより、恒久財源を確保するとし、消費税増税を前提にしています。算定方法については、地域の元気創造事業費の算定方法が継承され、行革や地域経済活性化の成果で算定されます。新規となる人口減少等特別対策事業費は、人口増減率などの指標を用いて、取り組みの必要度と取り組みの成果で算定することとされ、成果による算定が持ち込まれています。

本来、地方交付税制度は、地域による条件の良し悪しから来る格差を是正し、国民がどこに住んでいても標準的な行政サービスを受けられることを可能とする制度です。交付税が成果という成績で加減されたら、自治体同士を競争に駆り立てる道具になりかねず、地方交付税の役割に逆行すると言わなければなりません。実際に石破地方創生大臣は、成果が出ない自治体は交付税を減らすという趣旨の発言をしています。我が党は成果主義ではなく、必要度に応じる

ことを望みます。

しかしながら、個人・法人の所得の減少、社会保障費の負担増による税収の落ち込みで、地方財政が悪化する中、地方公共団体において、交付金などの財源確保は、住民サービスを向上させるために必要なものと判断し、この意見については賛成といたします。

議 長（白石雄二）

他にご意見はございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 11 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、意見書第 11 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 15 意見書第 12 号

議 長（白石雄二）

日程第 15、意見書第 12 号、後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書についてを議題といたします。小田議員に提案理由の説明を求めます。小田議員。

7 番（小田和久）

7 番、小田です。後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書の提案説明をいたします。案文を読み上げて提案説明といたします。

後期高齢者医療制度は、2008 年 4 月から施行され、それまで加入していた市町村国保や組合健保等を脱退させられ、75 歳以上の高齢者の独立した医療保険に強制加入させられました。この制度に対しては、「現代の姨捨山」、「年齢で差別することは許さない」など、国民の激しい反対の声が巻き起こり、野党の共同による廃止法案も提案されました。

こうした高まる国民の怒りの声に押された自民・公明政権は、低所得者の保険料の軽減に着手せざるをえず、2008 年スタート時より保険料軽減の特例措置を導入しました。

しかし、2015 年 1 月 9 日開催の第 85 回社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の保険料の軽減特例措置を 2017 年度から原則的に廃止していく方向性が示されています。その影響者数は、低所得者の高齢者を中心に、全国では全加入者 1 千 600 万人の半数にあたる約 865 万人、本県では 62 万人中 36 万人、約 56%、本町では 3 千 877 人中 2 千 422 人が負担増になるとされています。

しかしながら、当該措置は被保険者にとって既に医療制度の一環として認識され、個々の負担軽減に大きな役割を果たしてきました。当該措置の廃止は、低所得者にあっては最大で 2 倍から 10 倍の保険料増と大幅な負担となり、被保険者の生活に多大な影響を及ぼすことが予想されます。

よって、政府においては、現行の保険料軽減特例措置について、2017 年度以降も現状どおり

継続することに必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出しますが、提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対して提出をいたします。この意見書の賛成者は岡田選子議員、井手幸子議員となっております。どうぞ、慎重審議の上、全員のご賛同をよろしくお願いいたします。提案説明といたします。

議 長（白石雄二）

小田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。意見書第 12 号 後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成少数と認めます。よって、意見書第 12 号は否決いたしました。

日程第 16 意見書第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、意見書第 13 号 防衛施設周辺住宅防音工事補助金の増額を求める意見書についてを、議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。意見書第 13 号 防衛施設周辺住宅防音工事補助金の増額を求める意見書について、提案説明をさせていただきます。案文はお手持ちのとおりでございます。

防衛省は航空自衛隊の周辺の一般住宅に対して自衛隊機による騒音を緩和するため、防音事業としてエアコン設置に補助金を出しています。

設置対象地域は、一定のうるささ指数を基準とし、町内では猪熊、おかの台、梅ノ木団地、古賀地域の一部が対象となっております。

そして今年の 7 月、ある暑い夏の日、おかの台に住む 70 代の女性から相談の電話がありました。話を聞いてみますと、「5 年前に引っ越してきたが、エアコンがついていない。昨年 6 月に九州防衛局にエアコン設置の申請をしたが、1 年以上たっても設置されない。この暑さの中では家にいることもできない。早くつけてほしい。」という内容でした。

さっそく九州防衛局に問い合わせたところ、予算が足りないので来年度になる、加えて芦屋基地関係では、26年度末で350世帯の待機世帯があるということでした。

その女性は低所得者なので、自前でエアコンを設置することもできません。結局、遠くに住む娘さんのところに行って暑さをしのがれたそうです。

昨今、地球温暖化の影響で、毎年厳しい夏を迎えています。特に高齢者の熱中症は深刻な問題となっています。犠牲者を出さないためにも、快適な夏を過ごすために、ぜひ国の予算の増額を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。賛成議員は小田和久議員、岡田選子議員です。提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長に対して提出をします。どうぞ皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

私はこの意見書に複雑な気持ちの中から賛成の討論いたします。なぜならば、私はURの梅ノ木団地をよく訪問するんです。その中で「古賀さん、ちょっとこれ見て。部屋のガラス2枚合わせて、古賀さん、これ2枚でいくらぐらいするね。」と言われたんです。私は高くても12万円ぐらいでしようと言ったら、「古賀さん、これは48万円するよ。」と言われたんですよ。

私はぼったくりと思ったんですよ。何でこんな、国費がムダ使いしようかと思ったんです。

だから、この防音工事補助金の増額を求める意見書もいいんですけど、根本的にはこの高い工事費の見直しをしないとなかなか進まんと思うんです。URの事務所で事務の職員と話しました。「古賀さん、国の補助金が少ないからー」工事費が高いとは言われません。補助金が少ないとなかなか防音工事は進まないと言われたんです。そういう話聞きました。その時点でこういうですね。ここで言ってもしょうがないけど、それは防衛省がそういう工事の見直ししてもらえないと思うんですけど。

そういう点も含めてですね、今回はこの意見書には賛成いたします。以上です。

議 長（白石雄二）

他にご意見は。小田議員。

7 番（小田和久）

賛成の立場なんですけども、確かに今古賀議員が言われたように、何てですかね、40万で言ったですか。そこのとこだけを見ればね、かなり大きな額になると思うんですよ。しかし、今

度の防衛省は26年度予算の軍事費の概算要求が米軍再編経費などを含めて総額5兆9千億円ですね。これは15年度予算に比べると2.2%増です。要求額は4年連続で過去最大となっております。何兆、何億ですよ。町民が要求するのは何十万ですよ。雀の涙ほどの要求なんです。それが生活にこたえるという要望ですからね。私は当然防衛庁に対してこのぐらいのことはするべきだということを要請するべきだいうふうに思います。以上です。

議長（白石雄二）

他にご意見はありませんか。討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第13号 防衛施設周辺住宅防音工事補助金の増額を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成少数と認めます。よって、意見書第13号は否決いたしました。

日程第17 意見書第14号

議長（白石雄二）

日程第17、意見書第14号 川内原発の再稼働に反対し、停止を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。岡田議員。

8番（岡田選子）

8番、岡田選子です。意見書第14号 川内原発の再稼働に反対し、停止を求める意見書についての提案説明をさせていただきます。

国民の多くが反対をし、国会前、官邸前では連日のように反対の多くの国民の皆さんが集まって声を上げている状況のもと、8月11日、安倍政権は原発推進政策ということで推し進め、川内原発1号機を再稼働させてしまいました。その後、桜島の噴火、また様々な島の噴火、そして阿蘇の噴火と、噴火も次々と多発している中で、本当に私ども国民には不安が募っているところでございます。

先の議会で、この再稼働前の議会で再稼働反対の意見書を可決していただきました。ぜひです、この川内原発の再稼働、今でも、原発がなくても電力は十分足りているということは証明されております。このようなもとの安倍政権の原発推進政策、これにも反対するものがありますし、国民の思いとはかけ離れた、この川内原発の再稼働、皆さんのご賛同をいただきまして、ぜひ国に意見書を提出していただきたいと思っております。ご賛同をよろしく願いいたしたいと思っております。

提出先は内閣総理大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長に対して提出させていただきたいと思っております。賛同者は小田和久議員、井手幸子議員です。どうぞ先の意見書、採択に続きまして、この意見書も賛同していただきますよう、可決していただきますようによろしく願いいたします。以上で終わります。

議長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

13番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私は今日、議場に来るまで毎日新聞の整理をしていました。そこでいいことを勉強しました。それは、毎日新聞の報道によると、現在、九州電力に太陽光、自然エネルギーを買ってくれという申請が520万キロワットあるそうです。現在ある原子炉1基で約100万キロワットの電力を作ります。520万キロを原子炉に換算したら、5基分の原子炉の発生するエネルギーの熱量に相当するわけです。だから九州電力だけでも自然エネルギーの買い取りを決めたら原子炉はまったくいらぬわけです。

だから私は民主党時代、菅総理大臣が送電網の国有化をしたいと言われたから、私は心から大喜びしたわけです。送電網の国有化すれば、あの大金持ちの孫さんなんかがたくさん、自然エネルギーのそういう発電設備を作られたと思うんです。なぜならば、あの金持ちの孫さんが原発は過去の遺産だと、はっきり堂々と述べられてるわけです。そのために自然エネルギーをこれから事業で進めていく上で、孫さんはヨーロッパの、日本で言えば通産大臣のような人を孫さんの会社に引き抜いてきてるわけです。こういう努力されてるんです。

だから原発はなくても太陽光、地熱、地熱はちょっとエネルギー少ないんですけど、これから波の力、風力ですね、そういう点では九州大学が一生懸命になって研究進めてくれていますが、そういう、これから炭酸ガスを出さない、放射能を出さない、こういう世の中を私たちは求めていく必要があると思うんです。

こういう点で、この川内原発の再稼働反対の停止を求める意見書には賛成いたします。以上です。

議長（白石雄二）

久保田議員。

6番（久保田賢治）

私はこの意見書に対して反対意見を述べます。

私は、原発は徐々にゼロにしていくという持論を持っていますが、エネルギーの供給は大きく分けて3つございます。1番大事なのは安全対策です。2番目が安定供給。3番目がコスト軽減ということですね。

安全対策につきましては、機械ものですから100%安全ということはありません。技術者が

100%にいかにか近づけていくかということによって日夜頑張っているところでございます。今回、日本の原発で厳しい検査を受けて再稼働しているわけでございます。原発なしになればですね、火力発電が主力になりますけれども、その他に水力、それから再生可能エネルギー、未利用エネルギー、バイオマス、省エネの推進等がございまして、いまだ技術力が追いつかず、安定性に欠けております。

2番目に言いました、安定供給というのは、電気事業、ガス事業、熱供給事業は安定供給を求められております。安定供給が厳しい場合は、コストを度外視して安定供給を行っているのが現状でございます。電気供給はバランスが必要なんです。電機は基本的には貯めることができません。電機は予備率というのが非常に大事でして、この予備率が壊れると大変なことになります。全停電が起きますので、通常は8%以上、今回の夏は最低でも3%以上確保しなければいけないということで、今年の夏、実績はどうだったかと言いますと、他電力から融通してもらって、原発の再開以前でMAXで61万キロワット。この電力を融通してもらって、始めて3%確保できた、非常に厳しいところでございます。

今年の夏、8月11日、第1号機が稼働しましたけれども、それで融通なしで予備率が5%確保できた。2基稼働しますと融通なしで10%確保できるということでございます。

火力発電所は九州に8か所ありますけれども、使用燃料がLNG、LNGというのは液化天然ガスですね。それから重油、原油、石炭、これが6か所あります。主力が火力発電になりますので、どうしても化石燃料を燃料としますので、CO₂が大量に発生します。CO₂は地球温暖化に繋がります。地球温暖化は異常気象に繋がります。台風、大雨ですね。土砂災害で、人命にも非常に危険な現象であります。

それともうひとつ大事なのがですね、化石燃料を燃やしますとSO_xとNO_xが出ます。SO_xというのは硫酸化物ですね。強酸性なんです。PHが5.6以下の。これが雲に混じって酸性雨が降ります。そしたら森林が枯れていく。砂漠化していく。そして、人体にも影響していくんですね。アルツハイマーの原因にもなると言われてますので、今、ただちに停止するところという、非常に日本全体がおかしくなってくるということで、ただちに停止措置を取ることに反対いたします。以上でございます。

議 長（白石雄二）

船津議員。

16 番（船津 宰）

私はこの意見書に対しては、態度を保留させていただきます。というのは今、久保田議員が言われたようにですね、非常に今、現実がね、現実を見るとCO₂関係、温暖化、これはもう今進んでるんですよ。九州もそう、日本全体もそう。それをね、じゃ、どうするかっていうことになると、私は、原発は廃止するべきだと思うんですけども、これにはね、やはりある程度の期間をもってやる。だから10年、20年後にはね、完全に日本から原発を廃止すると。

その間にですね、電力をどういうふうにやっていくか、これを増やしていかないとダメですよ。だから、それをちゃんとした目標を持って、そういうことをやっていかないと、今言われ

た石炭火力、非常に多いです。日本全国。この石炭火力どうのこうのでCO₂関係、どんどん上がってるわけでしょ。だからそれをやっていかないと、今、子ども関係で喘息関係、非常に多いんですよ。やっぱりいろんな面で、そげなんが出てくる。そういうことをやっぱやっぺいかないと、これから先の子どもがね、なお悪くなってくる。

だから、そういうことを考えると、やはりそれを見つめて私はやっていくべきだろうと思えますんで、原発をやめるのは賛成、しかし現状では難しい。やはりそのへんのことを考えると私はこの意見書には態度を保留します。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

私はこの意見書について、賛成の立場から討論を行います。

今、久保田議員から反対討論で、詳しい討論をされました。しかし現実、2011年3月に福島事故が起きまして、いまだに終結をしておりません。地域の地元の人たちには、まだ復興支援の手も届かず、予算は削られ、そしていまだに避難所で暮らされている方もたくさんいらっしゃいます。この4年半以上、原発がない中でも電気は自然エネルギー等の供給で、停電もすることもなく継続をされています。

川内原発の再稼働については、6月議会で皆さんから賛成をいただきましたけれど、今、久保田議員、国の厳しい基準を通過して認可されてというふうに説明されましたけど、まず厳しい基準の中には肝心の住民の避難計画等が具体的には示されておりませんでした。そして今、日本全国、火山が活発に活動しておりますけど、鹿児島県の火山の危険性も多く、川内原発に近いところにある、そういう自然災害の危険性も検討には入っておりませんでした。

そして、この原発が一番問題なのは、やはり何かあったときにどうしようもない。そしてもし、それを復活させるには何十年、50年、100年という長い年月が必要である。こんな危険な発電所をですね、今、川内原発が再稼働しているわけですけど、これは地域住民のためにも、これは配慮すべきだと考えます。以上の点から賛成といたします。

議 長（白石雄二）

近藤議員。

14 番（近藤進也）

反対、賛成、いろいろ討論いただきましたけども、実際に賛成者の議論につきましては、あくまでも国や企業の利にかなった論理であったというふうに思います。そのことにつきましては、国民の皆さん、多くの方が疑問を持っているところがございますし、実際に電力自由化に向けて九電であろうと、他の電力会社も自然再生エネルギーに精力を注いでいる段階であります。今現在、即、稼働するというのではなく、停止しているものを、そのまま、まだ停止状態であってほしいと願うのであります。

原発におきましては後の処理、核燃料、あるいはウランの再処理の問題につきましても、永遠にこの処理が行われない、片づけられない、その間ずっと放射能被害を受けてまいるわけでございます。このような半恒久的、永久的に処理できないものを、このまま活かしておくのはいかがかと思えます。

よって、この提案につきましては、私、いまだ十分に確認ができてない段階ですので、態度を保留いたします。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

再討論になりますけど、私は原発の一

議 長（白石雄二）

討論は1回です。

13 番（古賀信行）

1回ですか。はい。

議 長（白石雄二）

討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第14号 川内原発の再稼働に反対し、停止を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

賛成少数と認めます。よって、意見書第14号は否決いたしました。

日程第18 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第18、委員会報告について。去る6月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（津田敏文）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（柴田正詔）

ご報告することはございません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。

議会運営委員長（入江 弘）

報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 19 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 19、議員の派遣についてを、議題といたします。会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。古賀議員。

13 番（古賀信行）

未来の会の古賀と津田議員は、これに参加するように申し込んでいると思いますけど、事務局長、いかがですかね。ないですか。どうも失礼しました。

議 長（白石雄二）

いいですか。ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決しました。

日程第 20 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 20、閉会中の継続審査についてを、議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とするこ

とに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期定例会の日程が全部終わりましたので、平成 27 年第 6 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午後 00 時 04 分 閉会